

# 「民事裁判 I T 化に関する世論調査」の概要

内閣府政府広報室

- 1 調査目的 民事裁判 I T 化に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調査項目 (1) 現在の民事裁判の申立方法の認知度について  
(2) 民事裁判の申立方法の I T 化について
- 3 関係省庁 法務省
- 4 調査対象 (1) 母集団 全国 18 歳以上の日本国籍を有する者  
(2) 標本数 3,000 人  
(3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法
- 5 調査時期 令和 2 年 9 月 17 日～11 月 1 日
- 6 調査方法 郵送法
- 7 調査実施機関 一般社団法人 中央調査社
- 8 回収結果 (1) 有効回収数(率) 1,967 人 (65.6%)  
(2) 調査不能数(率) 1,033 人 (34.4%)  
－不能内訳－  
宛先不明による返送 12 未返送 836 白票 10  
代理回答・記入不備 156 期間外 2 災害 0  
その他 17

## 9 性・年齢別回収結果

性・年齢	標本数	回収数	回収率	性・年齢	標本数	回収数	回収率	性・年齢	標本数	回収数	回収率
			%				%				%
男 18～19歳	60	32	53.3	男 18～19歳	32	14	43.8	女 18～19歳	28	18	64.3
男 20～29歳	322	179	55.6	男 20～29歳	146	72	49.3	女 20～29歳	176	107	60.8
男 30～39歳	374	243	65.0	男 30～39歳	203	116	57.1	女 30～39歳	171	127	74.3
女 40～49歳	534	350	65.5	女 40～49歳	274	164	59.9	女 40～49歳	260	186	71.5
女 50～59歳	474	339	71.5	女 50～59歳	238	161	67.6	女 50～59歳	236	178	75.4
計 60～69歳	446	324	72.6	性 60～69歳	215	147	68.4	性 60～69歳	231	177	76.6
計 70歳以上	790	500	63.3	性 70歳以上	350	220	62.9	性 70歳以上	440	280	63.6
計	3,000	1,967	65.6	計	1,458	894	61.3	計	1,542	1,073	69.6

## 調査結果の概要

### 1 現在の民事裁判の申立方法の認知度について

#### (1) 現在の申立方法の認知度

現在、民事裁判を起こす際に必要となる訴状などの裁判所への提出は、持参や郵送する方法のみが認められていて、インターネットを利用する方法は認められていないことを知っていたか聞いたところ、「知っていた」と答えた者の割合が11.7%、「知らなかった」と答えた者の割合が87.1%となっている。

都市規模別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は50歳代で高くなっている。

(図1、表1)

図1 現在の申立方法の認知度

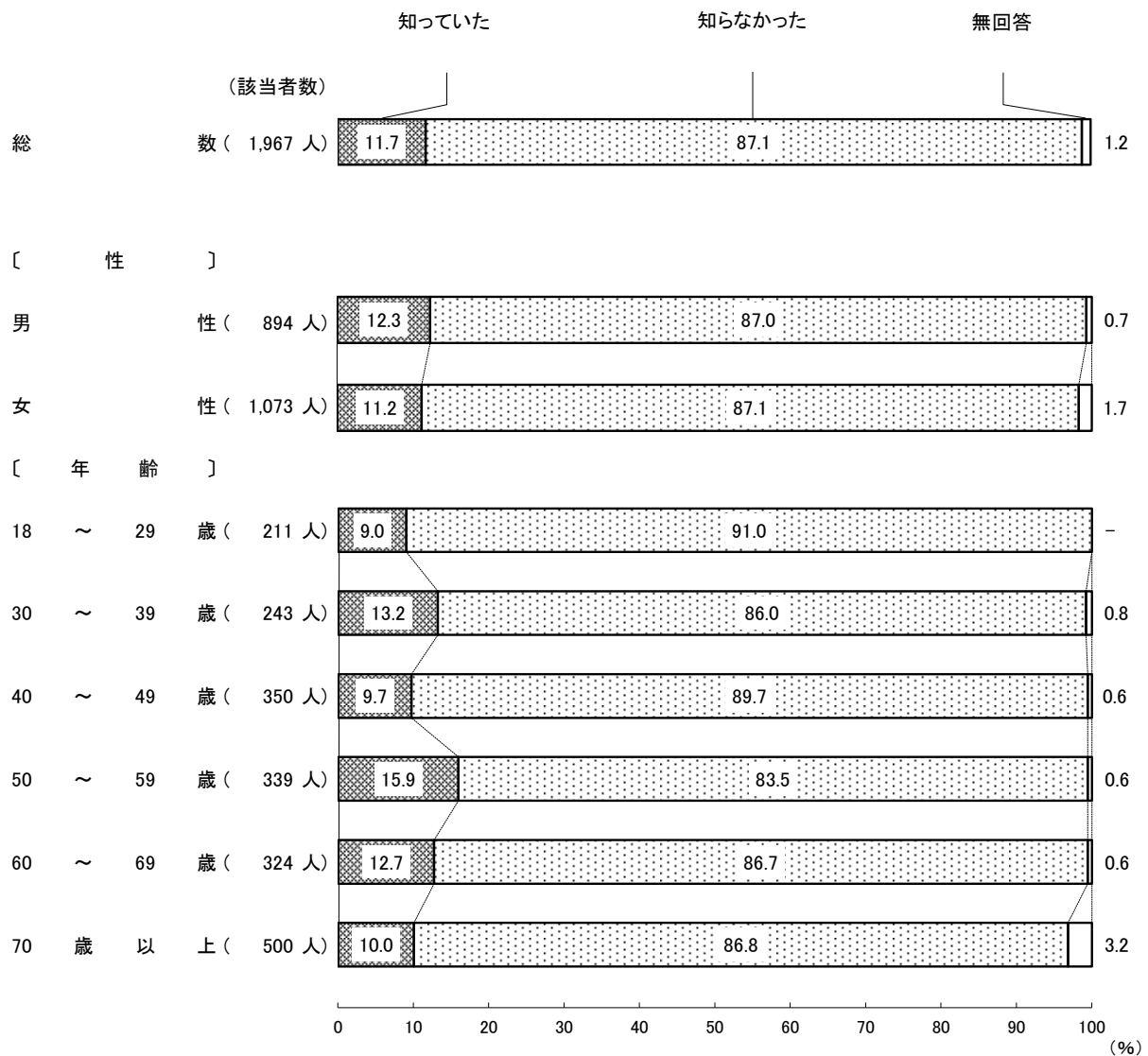


表1 現在の申立方法の認知度

	該 当 者 数	知 っ て い た	知 ら な か っ た	無 回 答
	人	%	%	%
総 〔都市規模〕 数	1,967	11.7	87.1	1.2
大 都 市	566	14.1	85.3	0.5
東 京 都 区 部	138	14.5	84.8	0.7
政 令 指 定 都 市	428	14.0	85.5	0.5
中 都 市	791	11.4	87.0	1.6
小 都 市	437	9.6	89.0	1.4
町 村	173	10.4	88.4	1.2
〔性〕				
男 性	894	12.3	87.0	0.7
女 性	1,073	11.2	87.1	1.7
〔年齢〕				
18 ～ 29 歳	211	9.0	91.0	-
30 ～ 39 歳	243	13.2	86.0	0.8
40 ～ 49 歳	350	9.7	89.7	0.6
50 ～ 59 歳	339	15.9	83.5	0.6
60 ～ 69 歳	324	12.7	86.7	0.6
70 歳 以 上	500	10.0	86.8	3.2

## 2 民事裁判の申立方法のIT化について

### (1) 申立方法をインターネットを利用する方法のみとするものの賛否

仮に今後、訴状などの裁判所への提出はインターネットを利用する方法に限定し、持参や郵送による方法を認めないこととした場合、賛成か聞いたところ、「賛成」とする者の割合が22.4%（「賛成である」9.1%+「どちらかという賛成である」13.3%）、「弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である」と答えた者の割合が22.0%、「反対」とする者の割合が51.7%（「どちらかという反対である」30.6%+「反対である」21.1%）となっている。

都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。

性別に見ると、「賛成」とする者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「賛成」とする者の割合は18～29歳から40歳代で、「弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である」と答えた者の割合は60歳代で、「反対」とする者の割合は70歳以上で、それぞれ高くなっている。

(図2、表2)

図2 申立方法をインターネットを利用する方法のみとすることの賛否

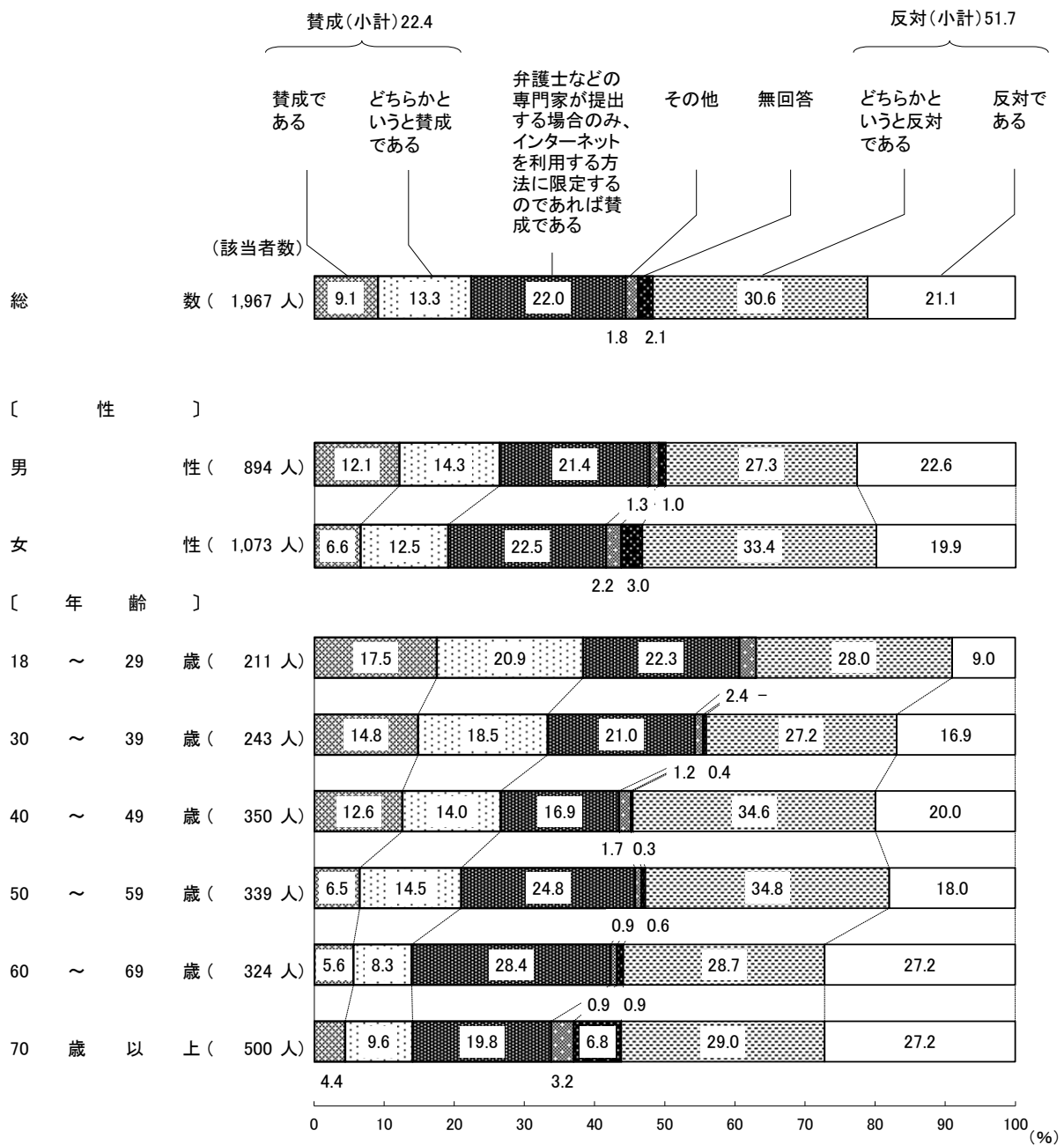


表2 申立方法をインターネットを利用する方法のみとすることの賛否

	該 当 者 数	賛			ば 用 す る 方 法 に 限 定 す る の で あ れ る	反 対 （ 小 計 ）	反		そ の 他	無 回 答
		賛 成 で あ る	ど ち ら か と い う と 賛 成 で あ る	ど ち ら か と い う と 反 対 で あ る			反 対 で あ る			
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 〔都市規模〕	1,967	22.4	9.1	13.3	22.0	51.7	30.6	21.1	1.8	2.1
大 都 市	566	23.3	9.0	14.3	21.0	52.1	30.4	21.7	1.9	1.6
東 京 都 区 部	138	29.0	11.6	17.4	17.4	49.3	29.0	20.3	2.9	1.4
政 令 指 定 都 市	428	21.5	8.2	13.3	22.2	53.0	30.8	22.2	1.6	1.6
中 都 市	791	22.5	10.2	12.3	21.9	51.5	31.6	19.8	2.0	2.1
小 都 市	437	21.7	7.8	14.0	21.5	53.1	29.5	23.6	1.4	2.3
町 村	173	20.8	7.5	13.3	26.6	48.0	29.5	18.5	1.7	2.9
〔性〕										
男 性	894	26.4	12.1	14.3	21.4	49.9	27.3	22.6	1.3	1.0
女 性	1,073	19.1	6.6	12.5	22.5	53.2	33.4	19.9	2.2	3.0
〔年齢〕										
18 ～ 29 歳	211	38.4	17.5	20.9	22.3	37.0	28.0	9.0	2.4	-
30 ～ 39 歳	243	33.3	14.8	18.5	21.0	44.0	27.2	16.9	1.2	0.4
40 ～ 49 歳	350	26.6	12.6	14.0	16.9	54.6	34.6	20.0	1.7	0.3
50 ～ 59 歳	339	20.9	6.5	14.5	24.8	52.8	34.8	18.0	0.9	0.6
60 ～ 69 歳	324	13.9	5.6	8.3	28.4	55.9	28.7	27.2	0.9	0.9
70 歳 以 上	500	14.0	4.4	9.6	19.8	56.2	29.0	27.2	3.2	6.8

## ア 賛成の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成である」、「どちらかという賛成である」と答えた者（441人）に、インターネットを利用する方法のみとすることについて、賛成の理由は何か聞いたところ、「手続を行うために、裁判所や郵便局に行く手間や費用が必要なくなるから」を挙げた者の割合が84.4%と最も高く、以下、「持参するための時間や郵送に要する期間が不要になり、訴状などの受付までが迅速に進むことが期待できるから」（64.2%）、「裁判所の事務の効率化によって手続が迅速に進むことが期待できるから」（46.9%）などの順となっている。（複数回答、上位3項目）（図3、表3）

図3 賛成の理由

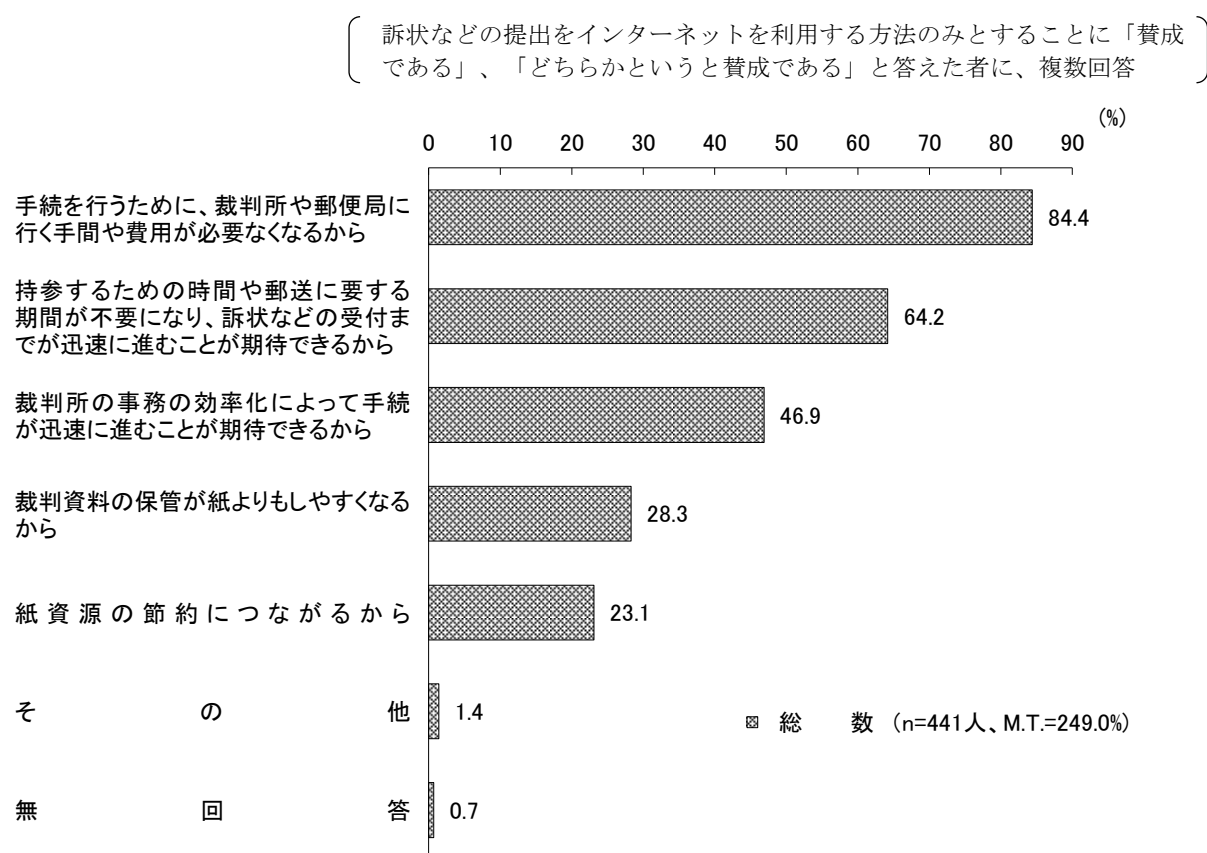


表3 賛成の理由

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成である」、「どちらかという賛成である」と答えた者に、複数回答

	該 当 者 数	る局手 かにか に行を く行う 手間や 費用に が裁判 所や郵 便な便	で受る持 き付期参 るま間す かでがる ら不た が要め 速にの に進時 む、間 こ、や 訴状送 がなに 期ど要 待のす	か統裁 らが判 迅所の 速に事 進務の むの効 こと率 が化に 期待よ でつて きる手	く裁判 なる資 る料の から保 管が紙 よりも しやす	紙資 源の節 約につ ながる から	そ の 他	無 回 答	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
総 〔 都 市 規 模 〕	441	84.4	64.2	46.9	28.3	23.1	1.4	0.7	249.0
大 都 市	132	86.4	68.2	54.5	34.8	28.0	2.3	0.8	275.0
東 京 都 区 部	40	90.0	67.5	62.5	45.0	42.5	5.0	2.5	315.0
政 令 指 定 都 市	92	84.8	68.5	51.1	30.4	21.7	1.1	-	257.6
中 都 市	178	82.0	68.0	48.9	27.5	22.5	0.6	0.6	250.0
小 都 市	95	88.4	54.7	37.9	23.2	21.1	1.1	1.1	227.4
町 村	36	77.8	55.6	33.3	22.2	13.9	2.8	-	205.6
〔 性 〕									
男 性	236	84.7	60.6	46.2	34.7	25.8	0.8	0.4	253.4
女 性	205	83.9	68.3	47.8	21.0	20.0	2.0	1.0	243.9
〔 年 齢 〕									
18 ～ 29 歳	81	91.4	60.5	45.7	24.7	24.7	1.2	-	248.1
30 ～ 39 歳	81	95.1	66.7	44.4	44.4	29.6	-	-	280.2
40 ～ 49 歳	93	80.6	67.7	43.0	31.2	31.2	2.2	-	255.9
50 ～ 59 歳	71	81.7	57.7	52.1	22.5	16.9	-	1.4	232.4
60 ～ 69 歳	45	86.7	77.8	48.9	20.0	15.6	-	-	248.9
70 歳 以 上	70	70.0	58.6	50.0	21.4	14.3	4.3	2.9	221.4



## イ 反対の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかという反対である」、「反対である」と答えた者（1,017人）に、インターネットを利用する方法のみとすることについて、反対の理由は何か聞いたところ、「誰もがインターネットを利用できるとは限らないから」を挙げた者の割合が82.4%と最も高く、以下、「システムの情報セキュリティ水準が低いと個人情報流出のおそれがあるから」（48.0%）、「システムの操作に不安があるから」（35.3%）、「仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから」（23.3%）、「自宅などにインターネットを利用するための回線がないから」（21.2%）などの順となっている。（複数回答、上位5項目）

性別に見ると、「システムの操作に不安があるから」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。（図4、表4）

図4 反対の理由

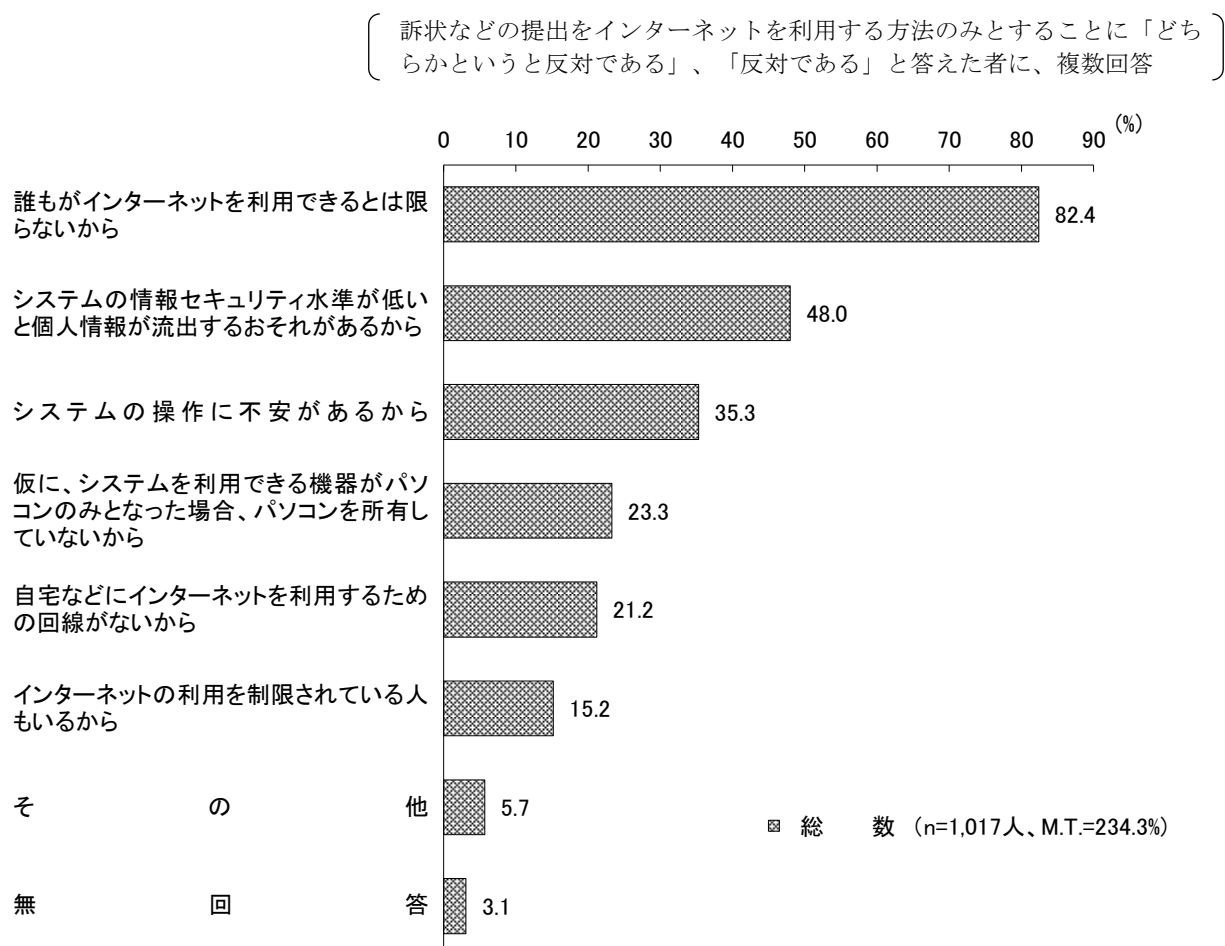


表4 反対の理由

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらか」というと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答 〕

	該 当 者 数	と誰 もが 限ら ない から イン ター ネッ トを 利用 でき る	あ低 るい かス らテ ム の 情 報 が 流 出 す る お そ れ が	シ ス テ ム の 操 作 に 不 安 が あ る か ら	シ ス テ ム の 操 作 に 不 安 が あ る か ら	ン パ ソ コ を 所 有 し て い な い か ら	る自 宅 な ど に 回 線 が な い か ら イン ター ネッ トを 利用 す る	い ン タ ー ネッ ト の 利 用 を 制 限 さ れ て	そ の 他	無 回 答	計 (M. T.) %
総 〔 都 市 規 模 〕 大 都 市 東 京 都 区 部 政 令 指 定 都 市 中 都 市 小 都 市 町 村 〔 性 〕 男 性 女 性 〔 年 齢 〕 18 ～ 29 歳 30 ～ 39 歳 40 ～ 49 歳 50 ～ 59 歳 60 ～ 69 歳 70 歳 以 上	人 1,017 295 68 227 407 232 83 446 571 78 107 191 179 181 281	% 82.4 83.1 80.9 83.7 83.3 81.5 78.3 81.2 83.4 73.1 86.9 88.5 88.3 83.4 74.7	% 48.0 49.8 57.4 47.6 46.4 48.7 47.0 46.9 48.9 48.7 48.6 54.5 55.3 52.5 35.6	% 35.3 33.2 27.9 34.8 35.6 39.7 28.9 28.9 40.3 28.2 28.0 27.2 29.6 44.2 43.4	% 23.3 23.1 22.1 23.3 24.1 23.3 20.5 20.6 25.4 7.7 18.7 19.4 14.5 19.9 39.9	% 21.2 20.0 17.6 20.7 21.6 21.1 24.1 19.5 22.6 2.6 4.7 7.9 11.7 23.2 46.6	% 15.2 19.7 30.9 16.3 12.8 15.1 12.0 15.5 15.1 29.5 21.5 22.0 17.9 9.4 6.4	% 5.7 7.1 13.2 5.3 5.2 6.0 2.4 8.3 3.7 10.3 13.1 7.9 5.6 3.3 1.8	% 3.1 2.4 - 3.1 3.4 3.0 4.8 3.6 2.8 3.8 1.9 1.6 1.7 5.5 3.9	% 234.3 238.3 250.0 234.8 232.4 238.4 218.1 224.4 242.0 203.8 223.4 228.8 224.6 241.4 252.3	

ウ インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかという反対である」、「反対である」と答えた者(1,017人)に、インターネットを利用する方法のみとするためには、どのような条件を整備する必要があると思うか聞いたところ、「誰もが簡単に操作できるシステムを作ること」を挙げた者の割合が36.6%、「インターネットの利用を制限されている人には、持参や郵送することを認めること」を挙げた者の割合が33.6%、「システムの情報セキュリティ水準を高くすること」を挙げた者の割合が31.7%、「公的機関や弁護士などの専門家の団体などから、システムの利用について適切なサポートを受けられるようにすること」を挙げた者の割合が28.6%などの順となっている。なお、「どのような条件が整備されたとしても、インターネットを利用する方法のみとするのはよいとは思わない」と答えた者の割合が37.0%となっている。(複数回答、上位4項目)

性別に見ると、「誰もが簡単に操作できるシステムを作ること」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。(図5、表5)

図5 インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

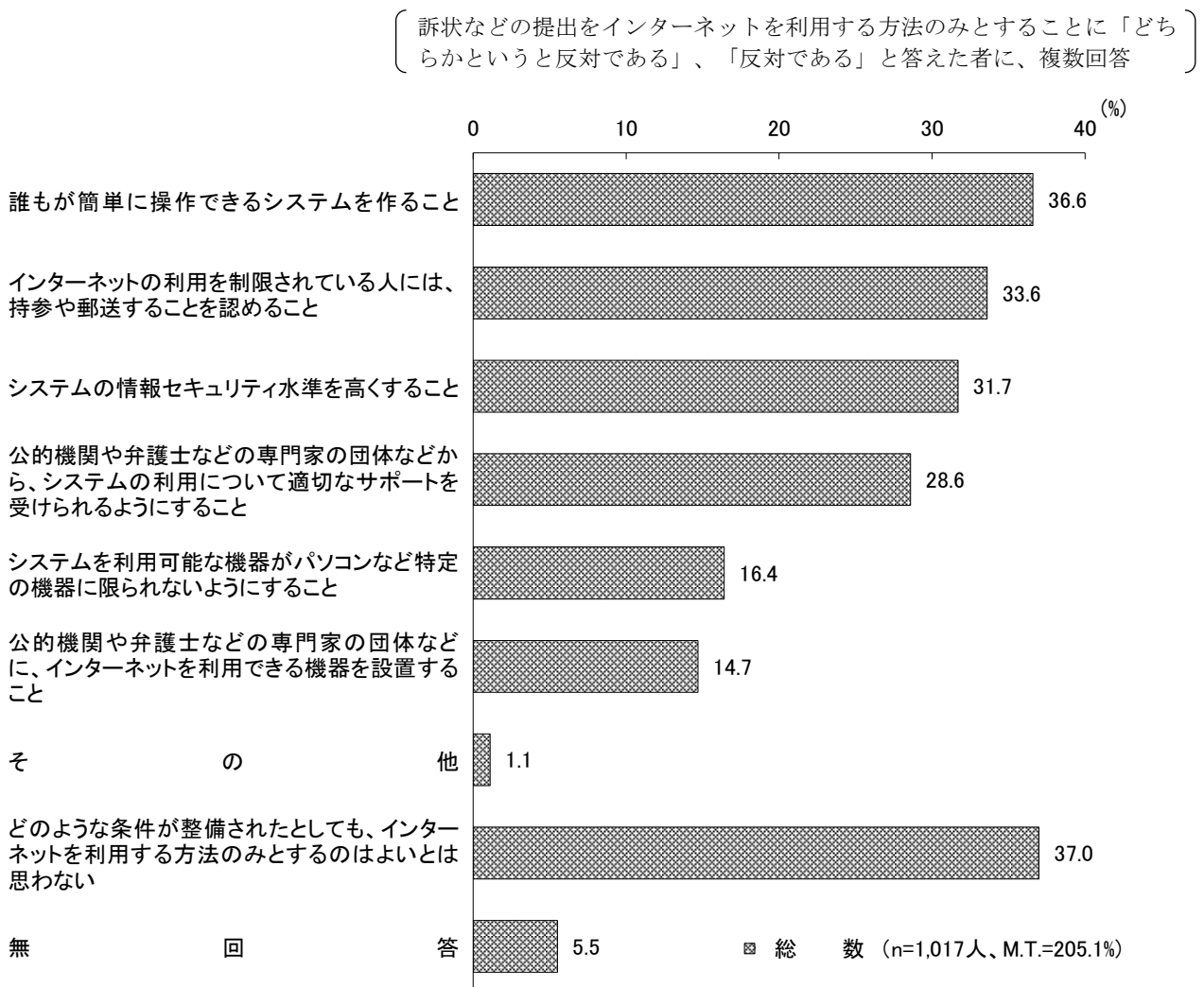


表5 インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらか」というと反対である、「反対である」と答えた者に、複数回答 〕

	該 当 者 数	こ 誰 も が 簡 単 に 操 作 で き る シ ス テ ム を 作 る	と 人 に は 、 持 参 や 郵 送 す る こ と を 制 限 さ れ て い る	シ ス テ ム の 情 報 セ キ ュ リ テ イ 水 準 を 高 く す る こ と	サ ポ ー ト を 受 け ら れ る よ う に す る こ と	公 的 機 関 や 弁 護 士 な ど の 専 門 家 の 団 体 な ど か ら 、 シ ス テ ム の 利 用 に つ い て 適 切 な サ ポ ー ト を 受 け ら れ る よ う に す る こ と	シ ス テ ム を 利 用 可 能 な 機 器 が パ ソ コ ン ピ ユ ー タ に 限 ら れ な い よ う に す る こ と	公 的 機 関 や 弁 護 士 な ど の 専 門 家 の 団 体 な ど に 、 シ ス テ ム を 利 用 す る こ と	そ の 他	ど の よ う な 条 件 が 整 備 さ れ た と し て も 、 イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 す る 方 法 の み と す る の は よ い と は 思 わ な い	無 回 答	計 (M. T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 〔 都 市 規 模 〕 大 都 市	1,017	36.6	33.6	31.7	28.6	16.4	14.7	1.1	37.0	5.5	205.1	
東 京 都 区 部	295	38.6	38.3	35.3	28.1	19.3	16.3	2.4	33.6	5.8	217.6	
政 令 指 定 都 市	68	44.1	44.1	41.2	33.8	26.5	22.1	5.9	26.5	2.9	247.1	
中 都 市	227	37.0	36.6	33.5	26.4	17.2	14.5	1.3	35.7	6.6	208.8	
小 都 市	407	37.1	33.2	31.9	29.0	15.5	14.3	0.5	36.1	5.7	203.2	
町 村	232	32.8	32.3	28.4	27.6	16.8	13.4	0.9	41.8	4.7	198.7	
〔 性 〕	83	37.3	22.9	26.5	31.3	9.6	14.5	-	39.8	6.0	188.0	
男 性	446	32.3	31.8	28.9	28.7	16.8	16.1	1.8	38.1	6.1	200.7	
女 性	571	39.9	35.0	33.8	28.5	16.1	13.5	0.5	36.1	5.1	208.6	
〔 年 齢 〕												
18 ～ 29 歳	78	55.1	57.7	53.8	37.2	30.8	23.1	3.8	16.7	1.3	279.5	
30 ～ 39 歳	107	43.0	56.1	47.7	36.4	28.0	24.3	2.8	21.5	3.7	263.6	
40 ～ 49 歳	191	35.1	41.4	35.1	30.4	16.2	15.7	0.5	32.5	6.3	213.1	
50 ～ 59 歳	179	35.8	33.5	39.7	27.9	16.2	15.6	1.1	42.5	2.2	214.5	
60 ～ 69 歳	181	30.4	24.3	22.7	24.3	11.6	9.4	0.6	47.0	6.1	176.2	
70 歳 以 上	281	34.5	19.2	17.8	25.3	11.4	10.7	0.4	41.6	8.5	169.4	

# 民事裁判IT化に関する世論調査

令和2年9月

調査時期：令和2年9月17日から令和2年11月1日  
調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人  
有効回収数(率)：1,967人(65.6%)

ここからは、民事裁判IT化についておうかがいします

全員の方が【資料1】を読んでから下の問1以降をお答えください

## 【資料1】

民事裁判とは、貸したお金を返してほしい、家賃を払ってもらえないので立ち退いてほしい、交通事故によってけがをしたので治療費を払ってほしいなどのトラブルについて、裁判所において判決又は和解を行うことによって解決を図る手続のことをいいます。

なお、訴状とは、裁判を起こしたい者が裁判所に対して提出しなければならない書類のことをいいます。

問1. あなたは、現在、民事裁判を起こす際に必要となる訴状などの裁判所への提出は、持参や郵送する方法のみが認められていて、インターネットを利用する方法は認められていないことを知っていましたか。

(〇は1つ)

- (11.7) 1. 知っていた  
(87.1) 2. 知らなかった  
( 1.2) 無回答

全員の方が【資料2】を読んでから下の問2以降をお答えください

## 【資料2】

現在、政府では、民事裁判を起こす際に、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出する制度を設けることについて検討しています。

問2. あなたは、仮に今後、訴状などの裁判所への提出はインターネットを利用する方法に限定し、持参や郵送による方法を認めないこととした場合、賛成ですか。それとも反対ですか。(〇は1つ)

- ( 9.1) 1. 賛成である  
(13.3) 2. どちらかという賛成である  
(22.0) 3. 弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である  
(30.6) 4. どちらかという反対である .....  
(21.1) 5. 反対である .....  
( 1.8) 6. その他  
(具体的に→) \_\_\_\_\_  
( 2.1) 無回答

次のページの問4に進んでください

次のページの問3に進んでください

**問2で「1. 賛成である」、「2. どちらかというど賛成である」と答えた方への質問**

**問3. インターネットを利用する方法のみとすることについて、賛成の理由は何ですか。(〇はいくつでも)**

(n=441)

- (84.4) 1. 手続を行うために、裁判所や郵便局に行く手間や費用が必要なくなるから
- (28.3) 2. 裁判資料の保管が紙よりもしやすくなるから
- (23.1) 3. 紙資源の節約につながるから
- (64.2) 4. 持参するための時間や郵送に要する期間が不要になり、訴状などの受付までが迅速に進むことが期待できるから
- (46.9) 5. 裁判所の事務の効率化によって手続が迅速に進むことが期待できるから
- ( 1.4) 6. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- ( 0.7) 無回答 (M. T. =249. 0)

**問2で「4. どちらかというど反対である」、「5. 反対である」と答えた方への質問**

**問4. インターネットを利用する方法のみとすることについて、反対の理由は何ですか。なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。**

(〇はいくつでも)

(n=1, 017)

- (21.2) 1. 自宅などにインターネットを利用するための回線がないから
- (23.3) 2. 仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから
- (35.3) 3. システムの操作に不安があるから
- (48.0) 4. システムの情報セキュリティ水準が低いと個人情報流出のおそれがあるから
- (82.4) 5. 誰もがインターネットを利用できるとは限らないから
- (15.2) 6. インターネットの利用を制限されている人もいるから
- ( 5.7) 7. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- ( 3.1) 無回答 (M. T. =234. 3)



**右の段の問5に進んでください**

**問2で「4. どちらかというど反対である」、「5. 反対である」と答えた方への質問**

**問5. インターネットを利用する方法のみとするためには、どのような条件を整備する必要があると思いますか。なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。(〇はいくつでも)**

(n=1, 017)

- (16.4) 1. システムを利用可能な機器がパソコンなど特定の機器に限られないようにすること
- (36.6) 2. 誰もが簡単に操作できるシステムを作ること
- (28.6) 3. 公的機関や弁護士などの専門家の団体などから、システムの利用について適切なサポートを受けられるようにすること
- (31.7) 4. システムの情報セキュリティ水準を高くすること
- (14.7) 5. 公的機関や弁護士などの専門家の団体などに、インターネットを利用できる機器を設置すること
- (33.6) 6. インターネットの利用を制限されている人には、持参や郵送することを認めること
- ( 1.1) 7. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (37.0) 8. どのような条件が整備されたとしても、インターネットを利用する方法のみとするのはよいとは思わない
- ( 5.5) 無回答 (M. T. =205. 1)